

【新設】（資産の賃貸借の範囲）

12の5-3-1 法第53条第1項《賃貸借取引に係る費用》の「資産の賃貸借」の範囲については、12の5-1-1《資産の賃貸借の範囲》の取扱いを準用する。

【解説】

- 1 本通達では、賃貸借取引に係る費用の規定（法 53）の対象となる賃貸借取引の「資産の賃貸借」の範囲について明らかにしている。
- 2 賃貸借取引に係る費用の規定の対象となる賃貸借取引については、資産の賃貸借で法人税法第 64 条の 2 第 3 項《リース取引に係る所得の金額の計算》に規定するリース取引以外のものをいうこととされている（法 53①）。

また、リース取引に係る所得の金額の計算の規定（法 64 の 2）の対象となるリース取引については、資産の賃貸借（所有権が移転しない土地の賃貸借その他の一定のものを除く。）で、①当該賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものであること、及び、②当該賃貸借に係る賃借人が当該賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること、の要件に該当するものをいうこととされている（法 64 の 2 ③）。

このように賃貸借取引とリース取引は、ともに「資産の賃貸借」を外延として、相互に排他的関係として定められているため、この両者における「資産の賃貸借」は同義に解すべきと考えられるところ、本通達において、法人税法第 53 条第 1 項《賃貸借取引に係る費用》の「資産の賃貸借」の範囲については、法人税基本通達 12 の 5 - 1 - 1 《資産の賃貸借の範囲》の取扱いを準用することにより同通達と同様に取り扱う旨を明らかにしている。